

# 綾瀬市災害廃棄物処理計画の改定（案）に対する意見募集 (パブリックコメント手続)

## 1 意見を募集する趣旨

本市では、令和3年2月に「綾瀬市災害廃棄物処理計画」を策定しました。その後、全国各地で地震や大雨等による大規模な自然災害が相次いで発生しており、災害廃棄物の処理について、迅速かつ適正に対応できる体制の構築が求められています。このため、現行計画の実効性を高めることを目的として本計画を見直し、「綾瀬市災害廃棄物処理計画の改定（案）」を作成しましたので、市民の皆様から御意見を募集いたします。

## 2 綾瀬市災害廃棄物処理計画の改定（案）の概要について

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法の基本方針に基づく計画です。また、「一般廃棄物処理基本計画」及び「綾瀬市地域防災計画」の災害廃棄物処理に関する計画です。

なお、策定に当たっては、国対策指針及び神奈川県災害廃棄物処理計画等を踏まえました。

### (2) 計画改定の目的

令和3年2月に綾瀬市災害廃棄物処理計画を策定しましたが、その後も、全国各地で地震や大雨等の大規模な自然災害が多発している状況を踏まえ、より実効性のある計画にするため、本計画の見直しをすることとしました。

### (3) 計画改定の主なポイント

- ア 市民が「自分事」として捉えられるような内容への計画改定
- イ 最新の発生量推計を用いた、地震及び水害の推計を実施
- ウ 広域処理まで見据えた災害廃棄物発生量の推計
- エ 仮置場候補地の適地条件の設定
- オ 外国人への啓発について
- カ 公費解体及び自費解体に係る償還制度について

### 3 綾瀬市災害廃棄物処理計画の改定（案）の閲覧又は配布場所

- (1) 綾瀬市リサイクルプラザ（2階）
- (2) 市役所行政資料コーナー（市役所1階）
- (3) 市役所情報公開コーナー（市役所2階）
- (4) 市ホームページ
- (5) 中央公民館、各地区センター（中村・綾南）
- (6) 寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館
- (7) 保健福祉プラザ、綾北福祉会館
- (8) 綾瀬市立図書館

### 4 意見募集期間

令和8年2月2日（月曜日）から令和8年3月4日（水曜日）まで

### 5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する方
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 本市に対して納税義務を有する方

### 6 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、リサイクルプラザまで御提出ください。

- (1) 直接提出 綾瀬市リサイクルプラザ（リサイクルプラザ2階）
- (2) 郵送 〒252-1192（住所不要）綾瀬市役所リサイクルプラザ 宛  
(令和8年3月4日消印まで有効)
- (3) ファックス 0467-76-9523 綾瀬市リサイクルプラザ 宛
- (4) 電子メール [wm.705667@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.705667@city.ayase.kanagawa.jp)

### 7 意見提出様式

意見提出様式は、閲覧場所に備付けの様式を使用するか、又は市ホームページからダウンロードができます。

また、任意の用紙によって御意見を提出することもできます。なお、この場合にあっては、「氏名」、「住所」、「電話番号（メールアドレス）」、「意見提出者の区分（市内在住、在勤、在学、事務所等を有するもの、納税義務を有するもの）」、「政策等の名称」、「意見」を御記入の上、提出してください。

## 8 意見の取扱い及び公表について

- (1) 皆様からいただいた御意見は、内容ごとに整理を行い、その内容と意見に対する市の考え方について、リサイクルプラザ、情報公開コーナー、行政資料コーナーでの閲覧及び市ホームページへの掲載により公表します。
- (2) 御意見に基づき修正を行ったときは、修正内容も公表します。
- (3) 意見を提出された方の氏名、住所等は公表しません。
- (4) 個々の御意見に対して直接個別の回答はいたしません。
- (5) 提出いただいた用紙、原稿等は返却できませんので、御了承ください。